謹賀新年



Family & Business Risk Specialists

昨年中は大変お世話になりました。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。2015年元旦 社員一同

埼玉県坂戸市花影町30-15 キナステップビル 〒3500236 Tel 049-284-5522 Fax 049-283-7640 http://www.tetsu-web.co.jp E-mail:omakase@tetsu-web.co.jp 新年は5日(月)より営業いたします。

テツ・オフィス

事務所便り

第21号 2015年 初春



埼玉県大里郡寄居町 皆農塾にて



あけましておめでとうございます。弊社は1987年に開業いたしました。 気が付けば今年で28年になります。開業以来のお客様をはじめ、全てのお客様とのご縁にあらためて感謝申し上げます。

この間、保険業界は商品はもとより、契約環境も当初から大きく変わり、「お客様にご満足いただけるサービスは何か」を考える毎日です。特に「保険は販売のみでは商品として不十分である」という思いを生かすために、昨年から周辺業務でもある許認可や相続・後見・賠償等の民事法務サービス(併設する行政書士事務所による)にも力を入れ、生活支援ができる事務所を目指しています。



本年もより一層お役に立てる事務所でありたいと願っています。末筆ではございますが、皆様にとりましてよいお年となりますようお祈り申し上げます。

2015年 元旦

学イッターお正月版 看板がある。「東京海上火災看板がある。「東京海上火災看板がある。「東京海上火災は明治より代々越生町で代理店」と右から左う。一見の価値がある。「種を見直すこと。さまざまなにしみる。保険業界の変遷といとこ達と初日の出を見るでで、ちょっとしたできるネットの時代だからこそ振り返りつつ今にしみる。保険業界の変遷を見られている。保険業界の変遷を見るが。(て) 子供の頃は、元旦の朝早く子供の頃は、元旦の朝早くがったので、ちょっとしただけをある。

 の怠大い正れい馳く月▼るの太も

2015年こんな制度が変更になります。 ~身近な改正を簡単に整理してみました。

介護保険

□特別養護老人ホーム(特養)の入所基準(4月より)

- ・現在、入所資格要介護1から要介護3以上に限定
- □要支援者向けサービスの市区町村への事業移管(同上)
- ・要支援者向けの予防給付から、訪問と通所介護を切り 離し、市区町村によるサービスとなります。
- □負担増加(8月より)
- ・所得「単身で280万円以上、夫婦で359万円以上」の方の1割負担が2割負担 となります。高額介護サービス費は存続しますが、44,400円が上限となりま す。
- □特別養護老人ホームの食費・居室代(8月より)
- ・貯蓄高も補助の条件となります。 また、遺族年金も収入と看做されます。
- □標準報酬月額の区分変更





- □新設される「子ども子育て支援制度」が新しくなります。
- ・市町村より1号から3号の支給認定を受けることになりま

す。認定結果で幼稚園・保育園・認定子ども園の選択や 利用が異なります。



- □基礎控除が縮小されます。
- ・現在5000万+1000万×法定相続人数=基礎控除が 1月より3000万+600万×法定相続人数= 基礎控除に縮小されます。
- □相続税率のアップ
- ・相続税の最高税率50%が55%になります。



- ※ご希望のお客様にお役に立つ小冊子を差し上げます。
- 「おさえておきたい相続対策」
- ・「ハッピーリタイアメントプランニング」
- ・「わかりやすい公的年金(最新版)」

